

## 【資料４－１】

### 大和市議会議員政治倫理条例（案）

#### （目的）

第1条 この条例は、大和市議会基本条例（平成25年大和市条例第21条）第5条の規定に基づき、大和市議会議員（以下「議員」という。）が高潔かつ公正な活動を行い、市民の信頼に応えることを目的とする。

#### （議員の責務）

第2条 議員は、市民の負託を重んじ、自己の利益よりも公共の福祉を優先し、誠実に職務を遂行しなければならない。

2 議員は、次条各号に掲げる政治倫理に関する基準に反する事実又は行為があるとの疑惑を招いたときは、速やかに、真摯かつ誠実に、当該事実又は行為の真相を明らかにするとともに、議員としての説明責任を果たすよう努めなければならない。

#### （政治倫理基準）

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理に関する基準（以下「政治倫理基準」という。）を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、品位及び名誉を損なう行為により市民の議会に対する信頼を損ねないこと。
- (2) 議員の地位を利用して、公正を害する金品の授受を行わないこと。
- (3) 本市（本市の出資法人（大和市自治基本条例（平成16年大和市条例第16号）第25条に規定する法人をいう。）を含む。以下同じ。）が行う許認可等の処分若しくは行政指導又は請負その他の契約に関し、特定の個人、企業、団体等に対して有利又は不利となる働きかけをしないこと。
- (4) 本市の職員の公正な職務執行を妨げ、本市の職員の権限又は地位による影響力を不正に行使することを求める働きかけをしないこと。
- (5) 本市の職員の採用、昇任、配置換えその他人事管理に対して、議員の地位による影響力を行使しないこと。
- (6) 政治的若しくは道義的な批判を受けるおそれのある寄附を受け、又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項に規定する資金管理団体及び公職選挙法（昭和25年法律第100号）第199条の5第1項に規定する後援団体に同様の寄附を受けさせないこと。
- (7) 議会内での地位及び議員としての地位を利用して、何人に対してもハラスメントその他人権を侵害し、又は人権を侵害するおそれのある言動をとらないこと。

- (8) 発言又は情報発信（ウェブサイト等への意見の掲載を含む。以下同じ。）をする場合は、公人としての自覚及び責任をもって、他者の名誉を毀損し、又は人格を損なう一切の行為（第三者をしてこれらの行為をさせることを含む。）をしないこと。
- (9) 発言又は情報発信をする場合は、事実に基づいた正確な情報を提供し、事実と異なる情報又は社会通念上適切でない情報の流布を避けるよう配慮すること。
- (10) 職務上知り得た情報を不当な目的のために使用しないこと。
- (11) 互いの活動を尊重し、円滑な議会運営を妨げないよう、定められた時間を守り、やむをえず会議に遅刻し、又は欠席する場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第120条の規定により設けられた会議規則の規定に従い届出を行うこと。
- (12) 議長が貸与するタブレット型コンピュータ端末機器の使用について議長が別に定めた場合は、当該定めに従うこと。

（審査の請求）

第4条 議員は、政治倫理基準に違反し、又は違反すると思料される事実又は行為（以下「違反行為等」という。）があるときは、当該違反行為等を証明又は疎明をする書類を添え、3人以上の議員（当該各議員が属する会派（会派に属さない議員は、その全員をもって1の会派とみなす。）の数の合計が2以上である場合に限る。以下「審査請求議員」という。）の連署をもって書面で議長に審査を請求することができる。

2 前項に規定する審査の請求（以下「審査請求」という。）は、当該違反行為等をした議員の任期中（当該違反行為等があった日が属する任期中に限る。）に行わなければならない。ただし、当該議員の任期の満了、議会の解散又は当該議員の解職若しくは辞職（以下この項において「任期満了等」という。）があった場合において、任期満了等の日以後に行われた選挙で当該議員が再選されたときは、当該違反行為等があった日から3年以内に限り、当該違反行為等についての審査請求をすることができる。

（審査会の設置等）

第5条 議長は、審査請求があった場合は、直ちに議会運営委員会に当該審査請求の適否を諮り、出席委員の過半数の賛成があったときは、大和市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査請求議員及び審査の対象となった議員（以下「審査対象議員」という。）が議会運営委員会の委員である場合は、当該委員は前項の規定による審議に加わることができない。

3 審査会の委員（以下「委員」という。）は、議長及び審査対象議員を除き、議員のう

ちから議会運営委員会と同数の委員をもって組織し、各会派から選出する。ただし、議会運営委員会と同数の委員をもって組織できず、又は各会派から選出できないと認められる場合にあつては、この限りでない。

- 4 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 5 委員の任期は、当該審査請求に係る審査会を初めて開催した日から次条の規定による審査が終了し、当該審査の結果を議長に報告した日までとする。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 7 委員は、公平、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

(審査会の審査)

第6条 審査会は、違反行為等の存否及び第9条第1項に規定する意見について審査するものとする。

- 2 審査会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。
- 4 審査会は公開とする。ただし、委員長は、審査会に諮って審査の一部又は全部を非公開にすることができる。
- 5 審査会は、審査対象議員に審査会への出席を求め、弁明の機会を与えなければならない。この場合において、審査対象議員は、弁明の趣旨を明らかにした書面を提出し、及び審査会において陳述することができる。
- 6 審査会は、審査対象議員その他の違反行為等に関係する者（議員を除く。）に対し、事情を聴取し、及び資料の提出を求めるほか、必要な調査を行うことができる。
- 7 審査会は、審査を行うため、専門的な知識を有する者を参考人として出席させ、意見を聞くことができる。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会からの求めに応じ、審査に必要な資料を提出し、又は審査会に出席して、意見を述べなければならない。

(その他の審査会に関する事項)

第8条 前3条に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

(審査結果の報告)

第9条 審査会は、その設置後速やかに審査を開始するとともに、設置の日から起算して120日を経過する日までに審査の結果及び次項に掲げる措置についての意見（違反行為等を認定した場合に限る。）（以下「審査結果等」という。）を記載した審査結果報告書を議長に提出し、及び審査結果等を審査対象議員に通知しなければならない。

2 審査会は、審査対象議員の違反行為等を認定した場合は、次の各号のいずれかの措置を講ずるべきかの意見を添えなければならない。

- (1) 議員辞職の勧告
- (2) 議会の役職停止勧告
- (3) 一定期間の出席停止勧告
- (4) 議場における謝罪
- (5) 警告及び政治倫理基準を遵守する旨の誓約書の提出  
(審査結果等に対する再弁明)

第10条 審査対象議員は、審査結果等が通知された日の翌日から起算して14日以内に、当該審査結果等に対して再弁明をすることができる。この場合において、当該再弁明は、書面により、議長に対して行うものとする。

(審査結果等の公表)

第11条 議長は、審査会から審査結果報告書の提出を受けたときは、その内容を速やかに公表するものとする。

2 議長は、審査対象議員から審査結果に対する再弁明があったときは、前項に規定する審査結果報告書の内容の公表に当たり、当該再弁明の趣旨を併せて公表するものとする。

(審査対象議員に対する措置)

第12条 議会及び議長は、第9条第2項に規定する審査会からの意見に基づき、議会の名誉と品位を守り、市民の信頼を回復するため、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法で第9条第2項各号に掲げる措置が講じられるようにしなければならない。

- (1) 第9条第2項第1号から第3号までに掲げる措置 当該審査請求に係る審査で委員長及び委員であった議員による当該措置に係る議案の提出
- (2) 第9条第2項第4号又は第5号に掲げる措置 議長による当該措置に係る指導

2 議会は、第9条第2項各号に掲げる措置を講じたときは、その旨を公表しなければならない。

(議長の職務の代理)

第13条 議長が審査の対象となったときは、この条例に規定する議長の職務に限り、副議長が議長の職務を代理するものとする。

2 議長及び副議長がともに審査の対象になったときは、この条例に規定する議長の職務に限り、仮議長が職務を代理するものとし、仮議長の選出については、地方自治法第106条第2項及び第107条の規定を準用する。この場合において、同法第106条第2項中「仮議長」とあるのは「審査対象議員を除く議員の中から仮議長」と、同法107条中「議員」とあるのは「審査対象議員を除く議員」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 年 月 日から施行し、同日以降になされた違反行為等について適用する。